

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農政を支える「情報インフラ」及び「公共財」としての重要な役割を果たすため、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果や他の統計データを利用した分析、加工を行い、迅速かつ利用しやすい形で提供した。

特に、平成27年度は、2015年農林業センサス結果の公表を行うとともに、引き続き、東日本大震災からの復旧・復興の進捗に関する状況を把握し提供した。

また、地方統計職員の著しい高齢化の進展による職員数の減少の加速化に対応するため、農業経営統計調査、作物統計調査等の実査業務を担う専門調査員の導入による調査の外部化を実施した。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成19年法律第53号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な申請手続きを総務省に対して行った。

3 総合解析

農林業センサスの主要データ等の農林水産統計結果のほか、他府省の統計データを利用して、都道府県、市町村、農業集落ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等について分析指標等を加えグラフにより分かり易くまとめ、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」（データベース）により農林水産省ホームページを通じ地域データの幅広い提供を行った。なお、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」は、平成28年1月に政府共通プラットフォームへ移行した。

また、「地域経済分析システム（RESAS）」を通じて、農林業センサス及び漁業センサスデータを利用した地域データの提供充実を図った。

4 東日本大震災からの復旧・復興状況確認調査

（1）被災市町村における市町村別農業産出額

津波等により被害を受けた被災地域における市町村別農業産出額を作成し提供した。

（2）被災農業・漁業経営体の経営復興状況定点調査

被災農業・漁業経営体の経営再開後の経営状況を継続的に把握する経営復興状況定点調査を行い提供した。

5 広報普及

統計調査結果の迅速な提供と多種多様なニーズへの対応のため、①調査結果の速報を農林水産統計（第1報）として農林水産省ホームページ等による公表、②調査結果の確定した集計事項全ての統計数値を政府統計共同利用システム（e-Stat）により提供、③調査ごとに編集した報告書の刊行、④「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」の統計部ホームページへの掲載等を行った。

6 統計調査等業務の業務・システム最適化

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の下で、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供する取組を進めた。

また、この取組の一環として、平成20年4月に本格運用を開始した「政府統計共同利用システム」を活用し、①統計に用いる標準地域コードの共有、②統計調査の母集団情報の管理・標本抽出及び事業所母集団データベースの利活用、③統計調査の調査項目の標準化、④統計調査のオンライン化、⑤個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化、⑥統計情報の電子的提供の推進、⑦各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化、⑧統計情報のワンストップ・サービスの実現、⑨外部

資源の活用について各府省とともに推進した。

第2節 産業連関表等

1 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）にした統計表である。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同事業として、おおむね5年ごとに作成している。

平成27年度においては、「平成23年（2011年）産業連関表」を平成27年6月に公表するとともに、農林水産省において独自にとりまとめた「平成23年（2011年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」を平成28年3月に公表した。また、平成27年表の作成にも着手し、平成28年3月には「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針」を決定した。

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的として毎年度作成しているものであり、その考え方及び推計方法は「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は、①農林漁業（林業はきのこ等の食用の特用林産物）及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成27年度においては平成25年度版を公表した。

第3節 総合統計書の編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各種統計調査結果等を幅広く収録した次の総合統計書を編集した。

1 農林水産省統計表（第90次）

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁等の統計も収録し、都道府県別及び英文併記により編集したものである。

2 ポケット農林水産統計（平成27年版）

国内外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁、他府省、各種団体等の各種データも収録し、コンパクト（B6判）に編集したものである。

3 農林水産統計月報（通巻745号—756号）

農林水産物の月別動向を概観できるよう、農林水産物等の需給、輸出入等に関する統計を主体に、主要な経済指標も収録し、英文併記により編集したものである。

第4節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」として刊行する。

(2) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

個別経営体は、営農類型別経営統計で取りまとめ

た各営農類型に分類した調査対象経営体に「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えて調査対象とした。

組織法人経営体は、営農類型別経営統計の調査対象経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、その詳細を個別経営体については、「経営形態別経営統計（個別経営）」として刊行し、組織法人経営体については「営農類型別経営統計（組織経営編）」に併載して刊行する。

（3）農産物生産費統計

ア 調査の目的

（ア）米生産費統計

米の生産コストを明らかにし、米の生産コスト低減対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

（イ）麦類生産費統計

麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

（ウ）工芸農作物等生産費統計

工芸農作物等（大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、なたね及びそば）の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策等、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決

算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

（4）畜産物生産費統計

ア 調査の目的

（ア）牛乳生産費統計

生乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

（イ）肉用牛生産費統計

肉用牛（子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛）の生産コストを明らかにし、牛肉の安定価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

（ウ）肥育豚生産費統計

肥育豚の生産コストを明らかにし、豚肉の安定価格等の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 林業経営統計調査

この調査は、林業経営体の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業行政

の推進の資料とすることを目的とする。

なお、本調査は周期年調査のため、平成26年度及び平成27年度は調査を休止し、平成25年度調査結果を「林業経営統計調査報告」として刊行した。

3 漁業経営調査

(1) 調査の目的

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政の推進の資料とする。

(2) 調査の対象

ア 個人経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、①主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類又は真珠）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、会社であり、①主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として大型定置網漁業を営むもの、③主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物（ぶり類又はまだい）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

ウ 共同経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、共同経営であり、①主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として大型定置網漁業を営むもの、③主としてさけ定置網漁業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査対象経営体に日記帳を配布して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については調査対象経営体が記帳、財産の増減等については農林水産省の職員又は統計調査員が面接調査により行う方法、若しくは調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより調査を行った。日記帳又は調査票は、郵送又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

イ 会社経営体調査

調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用い

て調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

ウ 共同経営体調査

調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

4 農作物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農作物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の2種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査の対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、都道府県ごとに農家の農業生産資材の購入価格を代表するとみられる小売店等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

委託事業者による調査員調査、又は郵送、FAX 若しくはオンラインによる自計調査の方法により行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農作物価指数は、毎調査月の翌月に公表した。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農作物価統計」として刊行する。

5 生産者の米穀在庫等調査

(1) 調査の目的

生産者の米穀の在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を把握し、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

販売目的で水稻を10a以上作付けた販売農家を調査対象とした。

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象農家に対して調査票を配布・回収又は調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産者の米穀在庫等調査結果」として刊行する。

6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を金額で推計し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先価格を乗じた額を合計して求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（都道府県別推計値）

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めた。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めた。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録する。

第5節 構造統計調査

1 農林業センサス

農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握し、各種統計調査の母集団として活用するとともに農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している。1950年世界農林業センサス（昭和25年）から5年ごとに実施しており、今回の「2015年農林業センサス」で農業は14回目、林業は8回目となる。

平成27年度においては、27年11月27日に概数値、28年3月25日に確定値により、結果の概要を公表した。

(1) 農林業経営体調査

調査の対象は、一定規模以上の農林業生産活動、又は、委託を受けて農林業作業を実施する農林業経営体とした。

調査は平成27年2月1日現在で、調査対象の自計調査により実施した。

主な調査項目は、経営の形態、耕地や山林面積、施設や農業用機械、農林産物の生産・販売、農林業作業の受託、農林業労働力等である。

(2) 農山村地域調査

調査の対象は、すべての市区町村（東京都特別区を含む。）及びすべての農業集落（全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く。）とした。

調査は平成27年2月1日現在で、市区町村に対する調査は、市区町村の自計調査により、農業集落に対する調査は、農業集落精通者の自計調査により実施した。

主な調査項目は、市区町村の林野面積、農業集落の立地条件、寄り合いや地域資源の保全等の活動状況等である。

2 漁業センサス

平成27年度は、平成25年度に実施した2013年漁業センサスの結果について以下の報告書を刊行した。

総括編

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

THE 2013 CENSUS OF FISHERIES

3 農業構造動態調査

(1) 調査の目的

5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年

に、農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的な事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

標本調査により行うこととし、平成28年2月1日現在で実施した。

家族経営体は、2015年農林業センサスの家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別に分類した上で、第1次抽出単位を旧市区町村、第2次抽出単位を経営体とする層化2段抽出法により抽出し、統計調査員が調査票を配布・回収又はオンライン調査システムによる回収のいずれかによる自計調査の方法により実施した。

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体、農作業の受託のみを行う組織経営体に区分し、2015年農林業センサスを母集団として、経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）に分類した上で、層化系統抽出法及び系統抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書（併載：新規就農者調査結果）」として刊行する。

4 新規就農者調査

(1) 調査の目的

新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

平成27年4月1日現在で実施した。

ア 就業状態調査は、2010年世界農林業センサス（以下4において「センサス」という。）で把握した農業経営体のうち、家族経営体を対象に、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ 新規雇用者調査は、センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（家族経営体以外の農業経営体）及び一戸一法人（家族経営体のうち、法人化している経営体）並びにセンサス実施年以降に農業構造動態調査で把握した新設組織経営体を対象に、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

ウ 新規参入者調査は、すべての農業委員会（農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村）を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。なお、「農業構造動態調査報告書（併載：新規就農者調査結果）」として刊行する。

5 農道整備状況調査

(1) 調査の目的

農道の整備状況の実態を明らかにし、農業農村整備の推進及び地方交付税の算定に必要な資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

平成27年8月1日現在で全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。

6 集落営農実態調査

(1) 調査の目的

全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

ア 集落営農実態調査

平成28年2月1日現在で全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

イ 集落営農活動実態調査

集落営農実態調査に統合したことにより、本調査は実施しなかった。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。

7 漁業就業動向調査

(1) 調査の目的

5年ごとに実施している漁業センサスの実施年以外

の年における海面漁業の就業構造の動向を明らかにし、水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

2013年漁業センサスで把握した個人経営体及び団体経営体を対象に、平成27年11月1日現在で実施した。

ア 個人経営体に対する調査は、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ 団体経営体に対する調査は、調査票を郵送又はオンラインにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細は「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

第6節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を明らかにし、構造対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

空中写真に基づき全国の土地を隙間なく200m四方（北海道にあっては400m四方）の格子状に区分した上で耕地が存在する区画を調査のための単位区とし、この中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、巡回・見積り、関係機関からの情報収集等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行する。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻については、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、水稻以外の作物については関係団体を対象とした往復郵送調査又はオンライン調査により行い、それぞれ巡回・見

積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載する。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等の諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹及び野菜については、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに巡回・情報収集により調査を行った。

甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）については、製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び情報収集により行った。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送

調査又はオンライン調査及び巡回・情報収集により行った。

花きについては、集出荷団体等に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査並びに関係機関からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹（びわ、おうとう、うめ、もも、すもも、日本なし、ぶどう）、野菜（春植えばれいしょ）、てんさい及び茶については、その概要を公表した。

果樹（西洋なし、かき、くり、みかん、りんご、キウイフルーツ、パインアップル）、野菜（春植えばれいしょ以外の品目）、さとうきび、花きについては、その概要を公表する。

また、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として、それぞれ刊行する。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a 当たり収量、共済基準減収量及びそれに関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査の方法と調査結果の利活用

水稻、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及び主な果樹の共済目的の種類ごとに、共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について、実測調査及び巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稻、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及び主な果樹について公表するとともに、「農作物災害種類別被害統計」に掲載する。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法

の適用の判断、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等の方法により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表した。また、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、巡回・見積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

イ 収穫量調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに巡回・情報収集により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「作物統計」として刊行する。

3 畜産統計調査

(1) 調査の目的

主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、往復郵送調査（一部オンライン）により行った。

なお、乳用牛、肉用牛調査については、牛個体識別システム（注：個体識別番号により、牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用して取りまとめを行って

る。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産統計」として刊行する。

4 木材統計調査

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産、出荷等に関する実態を明らかにし、森林・林業行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査の対象と調査の方法

全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量をオンライン、郵送又は統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 月別調査

(ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査の対象と調査の方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等についてオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

木材価格統計調査

ア 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必

要な資料を整備する。

イ 調査の対象と調査の方法

調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、製材工場等・木材流通業者を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について、委託事業者がオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

5 漁業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、海面漁業生産統計調査（稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）及び内水面漁業生産統計調査（内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査）に区分される。

(3) 調査の対象と調査の方法

ア 海面漁業生産統計調査

(ア) 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって、漁獲成績報告書等を利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣、大型定置網を営んだ海面漁業経営体等を対象として、統計調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

(イ) 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを行った。

(ウ) 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用し

た取りまとめを行った。

イ 内水面漁業生産統計調査

次の(ア)、(イ)及び(ウ)の調査について、委託事業者が調査対象へ郵送、FAX、オンライン又は調査員により調査票を配布・回収する方法により行っている。

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50 t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が50 t未満であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体を対象とした。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象とした。

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象とした。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第7節 流通消費統計調査

1 牛乳乳製品統計調査

(1) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

基礎調査及び月別調査の調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行する。

2 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮農水産物（青果物及び水産物）の各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、卸売市場の機能強化等の施策を推進するための資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、青果物経費調査及び水産物経費調査からなる。

青果物経費調査は、①調査品目毎に調査対象中央市場（札幌、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪、広島及び福岡に所在する中央卸売市場）への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、②調査対象中央市場において青果物を取扱う仲卸業者、③調査対象中央市場に所在する仲卸業者から青果物を仕入れている小売業者を対象とした。

また、水産物経費調査は、①調査品目毎に水揚量の多い上位10漁港の産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者、②①の産地卸売業者から水産物を仕入れ、消費地市場（札幌、仙台、東京、横浜、金沢、名古屋、大阪及び福岡に所在する中央卸売市場）へ出荷を行う産地出荷業者、③消費地市場において水産物を取扱う仲卸業者、④消費地市場に所在する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者を対象とした。

調査は、調査対象者に統計調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告（青果物経費調査及び水産物経費調査）」として刊行する。

3 6次産業化総合調査

(1) 調査の目的

農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、農業・農村の6次産業化総合調査（6次産業化業態別調査）と漁業・漁村の6次産業化調査（漁業経営体等における6次産業化業態別調査）に区分される。

農業・農村の6次産業化総合調査（6次産業化業態別調査）は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」を営む農業経営体及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場、農家レストラン及び輸出に取り組む農業協同組合等を対象とした。

また、漁業・漁村の6次産業化調査（漁業経営体等における6次産業化業態別調査）は、2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工場を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した漁業協同組合が運営する水産加工場並びに漁業協同組合等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所を対象とした。

調査は、調査対象者に統計調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査、オンラインによる自計調査又は統計調査員による面接調査により行った。

（3）調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「6次産業化総合調査報告」として刊行する。

4 青果物卸売市場調査

（1）調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

（2）調査の対象と調査の方法

全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

（3）調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「青果物卸売市場調査報告」及び「青果物卸売市場調査報告（産地別）」として刊行する。

5 畜産物流通調査

（1）調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

（2）調査の対象と調査の方法

調査は、と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査、食鳥流通統計調査及び食肉卸売市場調査に区分される。

と畜場統計調査は、全国のと畜場を対象に、と畜頭数、枝肉重量について、統計調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に、鶏卵集荷量等について、統計調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又はFAXによる収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食鳥流通統計調査は、年間の食鳥処理羽数が30万羽以上の食鳥処理場を対象に、集荷量及び処理量等について、統計調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又はFAXによる収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食肉卸売市場調査は、全国の食肉中央卸売市場等を対象に、枝肉取引成立頭数、重量、価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

なお、と畜場統計調査（日別）及び食肉卸売市場調査（日別）については、委託事業者による電話での聞き取り、FAX及びオンライン調査により行った。

（3）調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「畜産物流通統計」として刊行する。

6 水産加工統計調査

（1）調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

（2）調査の対象と調査の方法

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体（加工

場又は施設を持たない漁家等は除く。)から選定したものを対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、統計調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査、オンラインによる自計調査、統計調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

7 生鮮野菜価格動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における販売区分（国産有機栽培品、国産特別栽培品及び輸入品）別の価格動向及び国産標準品との価格の差異を把握し、国内の野菜生産を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

全国21都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）において、生鮮野菜（国産標準品、国産有機栽培品、国産特別栽培品及び輸入品）を取り扱っている百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業（従業者10人以上）、野菜・果実小売業（従業者5人以上）のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入しており、調査対象品目について、いずれかの1品目以上で国産標準品及び国産有機栽培品又は国産特別栽培品を取り扱っており、かつ、いずれかの1品目以上で国産標準品及び輸入品を取り扱っている事業所を対象に、委託事業者が調査対象に調査票を配布し、毎月の結果を四半期ごとに回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、四半期毎にその概要を公表した。

また、詳細を「生鮮野菜価格動向調査報告」として刊行する。

8 食品ロス統計調査

(1) 調査の目的

世帯及び外食における食品ロス（食べ残し）の実態を把握し、食品の食べ残しや廃棄の減少に向けた取組等の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

平成22年以降休止していたが、平成27年度は外食調査を実施した。

調査は東京都及び大阪府に所在する食堂・レストラ

ン、結婚披露宴、宴会を営む事業所を対象に、委託事業者が調査対象事業所を選定するとともに、委託事業者の調査員が調査対象事業所に出向いて、実測調査及び調査対象事業所への聞き取りにより調査票を記入する他計調査の方法で行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果はその概要を公表した。

9 食品循環資源の再生利用等実態調査

この調査は、食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。食品リサイクル法）等に基づく施策を推進するための資料とすることを目的とする。

なお、平成27年度は調査を休止した。

10 生鮮食料品流通情報調査

(1) 調査の目的

卸売市場の市況及び入荷量、産地の出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、青果物市況情報調査、食鳥市況情報調査及び鶏卵市況情報調査に区分される。

青果物市況情報調査は、全国の青果物市場を対象に青果物卸売会社の入荷量及び販売価格のデータをオンラインで収集した。

食鳥市況情報調査は、食鳥の卸売業を営む事業所を対象に国産肉用若鶏の1キログラム当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により行った。

鶏卵市況情報調査は、鶏卵の卸売業を営む事業所を対象に鶏卵の入荷量及び1キログラム当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、青果物、食鳥及び鶏卵市況情報として公表した。

第8節 農林水産統計システムの管理・運営

1 農林水産統計システム

「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するため「農林水産統計システム」の運用を行った。

また、平成29年1月から運用する次期システムへの更改に向けた調達業務等を行った。

2 データベースシステムを活用した農林水産統計の提供

農林水産省が公表する農林水産統計は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、政府統計共同利用システム（e-Stat）の統計情報データベースを活用し提供するとともに、当省ホームページからもリンクによる提供を行った。

第9節 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター（生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるため、次のテーマによりアンケート調査を実施するとともに、各種農林水産施策に関する理解の増進を図るため、情報交流モニターとの意見交換を実施した。

- ・米トレーサビリティ法に関する意識・意向
- ・森林資源の循環利用に関する意識・意向
- ・農林水産省における業務改善等の取組状況に関する意識・意向
- ・有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向
- ・食料・農業及び水産業に関する意識・意向

第10節 農林水産省図書館

1 収 書

平成27年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書2,142冊、DVD44タイトル、CD-ROM80

タイトルである。

27年度末における図書館資料数は、図書186,124冊、DVD及びビデオテープ2,940タイトル、CD-ROM1,743タイトルである。

また、27年度の新聞・雑誌の購読等の数は518種（国内438種、外国80種）である。

2 納本及び配布

平成27年度に国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館へ納本した農林水産省発行資料は309種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配布を行った。

3 利 用

平成27年度の来館者数は20,983人、図書館資料の貸出冊数は8,746冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは478冊（貸出148冊、借受330冊）であった。

4 情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性向上のため、平成21年4月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、共通の図書貸出カードで資料の貸借を行っている。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書館資料の目録情報及びデジタル化した農林水産省発行資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、27年度は129冊の農林水産省発行資料のデジタル化を行うとともに、前年度にシステム移行に伴い既資料の再掲載が行えなかった626件を加え、27年度末におけるデジタル化した資料の件数は3,767件となった。

5 電子・映像情報

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。